

## 7. 9 景観

### 7. 9. 1 現況調査（現地調査）

#### （1）概要

対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域周辺において、対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定地が視認できる可能性がある場所の中で、不特定かつ多数の者が利用している場所又は日常生活上慣れ親しんでいる場所を選定し、現地踏査によりそれらの場所における景観特性を把握した。

また、それらの場所からの事業計画地の視認性や景観特性に基づいて現地調査地点を選定し、写真撮影により四季ごとの景観の状況を把握した。

#### （2）調査内容

景観の現地調査内容は表 7. 9. 1-1 に示すとおりである。

表 7. 9. 1-1 景観の現地調査内容

調査内容	調査地点	現地調査時期
現地状況、景観特性の把握及び事業計画地を望む写真撮影	土地区画整理事業予定区域及び対象事業実施区域周辺 9 地点 ・ VP-1 母山集落 ・ VP-2 泉佐野丘陵緑地 ・ VP-3 大井関公園 ・ VP-4 ハイキングルート ・ VP-5 雨山神社 ・ VP-6 檜波羅公園 ・ VP-7 和田山 ・ VP-8 阪和自動車道 ・ VP-9 関西空港自動車道	春季：令和 4 年 4 月 8 日 夏季：令和 4 年 7 月 25 日 秋季：令和 4 年 11 月 18 日 冬季：令和 5 年 1 月 11 日

#### （3）調査方法

現地踏査により、現地状況と眺望特性の把握を行い、朝から昼に写真撮影を行った。使用したカメラの規格は表 7. 9. 1-2 に示すとおりである。

表 7. 9. 1-2 使用したカメラの規格

使用カメラ	SONY RX100III
使用レンズ	ZEISS バリオ・ゾナーT*レンズ
絞り	自動
焦点距離	9 mm
ISO 感度	自動
シャッター速度	自動

## (4) 調査結果

### 1) 眺望地点の選定

公園、公共施設、住宅地、道路など訪れる人が多い地点を対象に眺望地点を選定し、現地踏査した。眺望地点は図7.9-1に示すとおりである。

### 2) 眺望の状況

図7.9-1に示した眺望地点から対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域を望む景観写真を撮影した。眺望の状況調査結果は表7.9.1-3に示すとおりである。

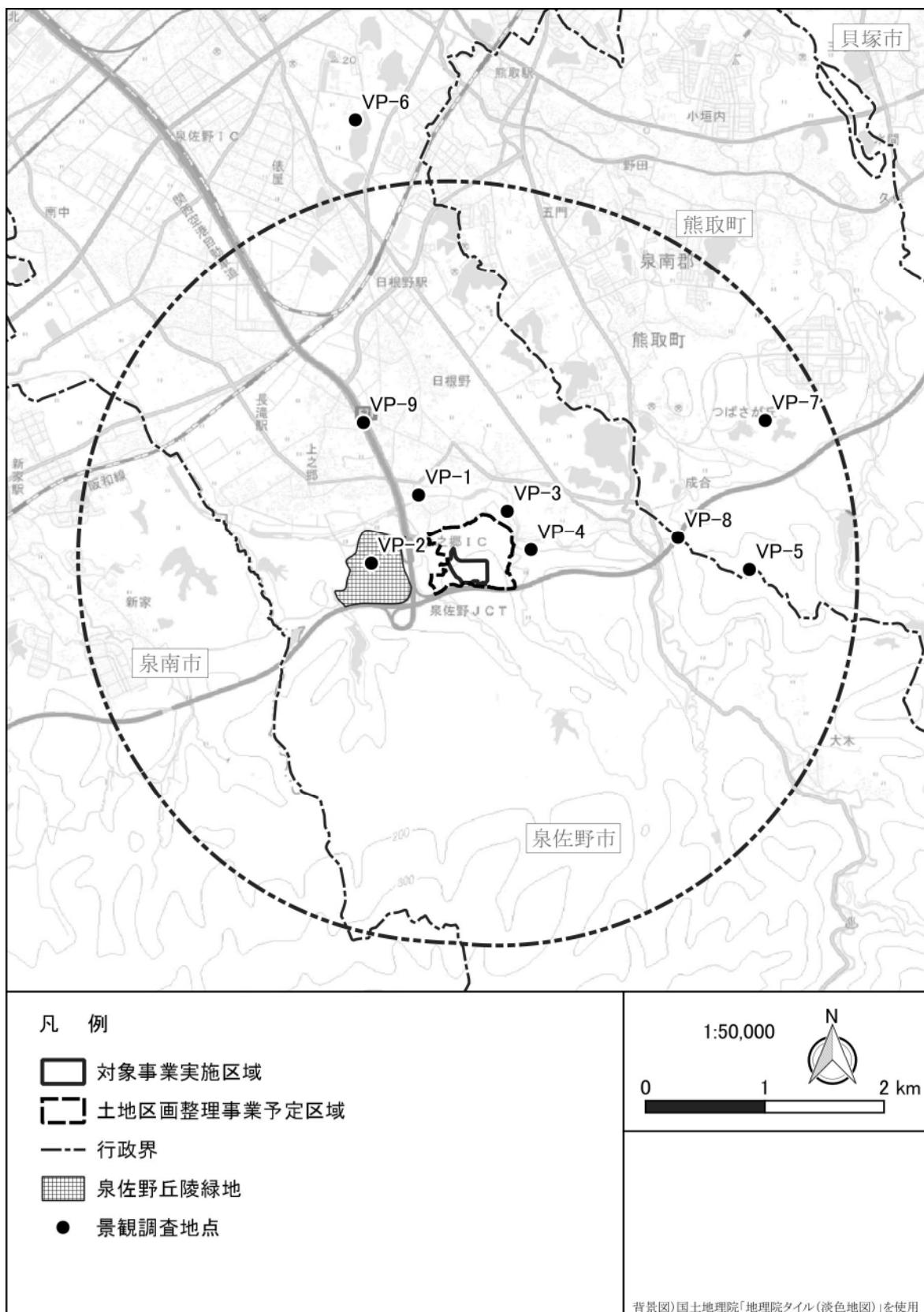
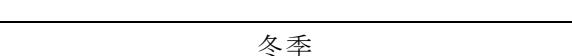


図 7. 9-1 景観調査地点

表 7. 9. 1-3 (1) 母山集落の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-1 母山集落	近景	北	日常通過	○	調査地点は母山橋北側に位置し、対象事業実施区域から北方に350m離れている。 母山集落の後ろに対象事業実施区域を視認できる。
					
					
		春季			
					
		秋季			
					
					冬季

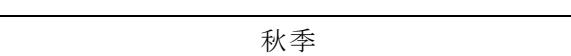
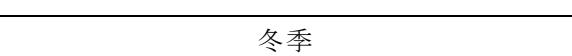
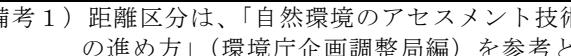
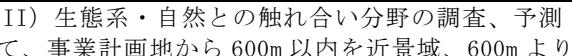
備考 1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術 (II) 生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」(環境庁企画調整局編) を参考として、事業計画地から 600m 以内を近景域、600m より遠くから 3km 以内を中景域、3km より遠くを遠景域とした。

備考 2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表7. 9. 1-3(2) 泉佐野丘陵緑地の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-2 泉佐野丘陵緑地	近景	西	野外活動	○	調査地点は泉佐野丘陵緑地内の向井池周辺に位置し、対象事業実施区域から西方に470m離れている。 関西空港自動車道越しに対象事業実施区域を視認できる。
					
					
		春季			
					
		秋季			
					
					
					

備考1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術（II）生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」（環境庁企画調整局編）を参考として、事業計画地から600m以内を近景域、600mより遠くから3km以内を中景域、3kmより遠くを遠景域とした。

備考2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表 7. 9. 1-3 (3) 大井関公園の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-3 大井関公園	近景	北東	野外活動	○	<p>調査地点は大井関公園の西側出口に位置し、対象事業実施区域から北東方に120m離れている。</p> <p>視認方向は耕作地が広がっており、対象事業実施区域を視認できる。</p>
					 
					<p>春季</p>  
					<p>夏季</p>  
					<p>秋季</p>  
					<p>冬季</p>  

備考 1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術 (II) 生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」(環境庁企画調整局編) を参考として、事業計画地から 600m 以内を近景域、600m より遠くから 3km 以内を中景域、3km より遠くを遠景域とした。

備考 2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表7.9.1-3(4) ハイキングルートの調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-4 ハイキング ルート	近景	東	野外活動	○	調査地点はハイキングルートの始点に位置し、対象事業実施区域から東方に150m離れている。 視認方向は耕作地及び民家があり、対象事業実施区域を視認できる。
					 
					春季  
					夏季  
					秋季  
					冬季  

備考1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術（II）生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」（環境庁企画調整局編）を参考として、事業計画地から600m以内を近景域、600mより遠くから3km以内を中景域、3kmより遠くを遠景域とした。

備考2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表 7. 9. 1-3 (5) 雨山神社の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-5 雨山神社	中景	東	野外活動	○	調査地点は雨山の標高約300mに位置し、対象事業実施区域から東方に1,970m離れている。 泉佐野市広域を見渡すことができ、対象事業実施区域を視認できる。
					
	春季				夏季
					
	秋季				冬季

備考 1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術（II）生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」（環境庁企画調整局編）を参考として、事業計画地から600m以内を近景域、600mより遠くから3km以内を中景域、3kmより遠くを遠景域とした。

備考 2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表 7. 9. 1-3 (6) 壇波羅公園の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-6 壇波羅公園	遠景	北西	野外活動	○	調査地点は壇波羅公園内の中大細利池周辺に位置し、対象事業実施区域から北西方に3,520m離れている。 視認方向は耕作地や住宅地があり、対象事業実施区域を視認できる。
春季					夏季
秋季					冬季

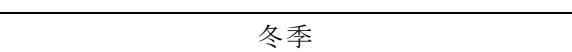
備考 1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術 (II) 生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」(環境庁企画調整局編) を参考として、事業計画地から 600m 以内を近景域、600m より遠くから 3 km 以内を中景域、3 km より遠くを遠景域とした。

備考 2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表 7. 9. 1-3 (7) 和田山の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-7 和田山	中景	北東	野外活動	△	調査地点は和田山山頂約170mに位置し、対象事業実施区域から北東方に2,320m離れている。 視認方向は季節によっては樹木が繁茂しており、対象事業実施区域が視認しにくい。
					
					
春季					
					
秋季					
					

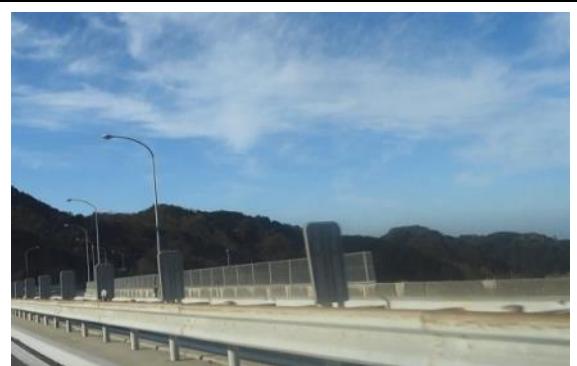
備考 1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術 (II) 生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」(環境庁企画調整局編) を参考として、事業計画地から 600m 以内を近景域、600m より遠くから 3 km 以内を中景域、3 km より遠くを遠景域とした。

備考 2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表 7. 9. 1-3 (8) 阪和自動車道の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-8 阪和自動車道	中景	東	日常通過	○	調査地点は阪和自動車道の土丸橋上に位置し、対象事業実施区域から東方に1,380m離れている。 視認方向は高速道路上の電灯等があるが、対象事業実施区域を視認できる。
					 
					春季                          夏季
					 
					秋季                          冬季

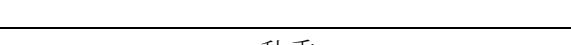
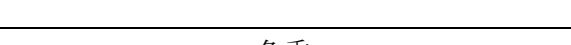
備考 1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術（II）生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」（環境庁企画調整局編）を参考として、事業計画地から600m以内を近景域、600mより遠くから3km以内を中景域、3kmより遠くを遠景域とした。

備考 2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

表7.9.1-3(9) 関西空港自動車道の調査結果

地点名	距離区分	方位	利用形態	視認性	現地の状況
VP-9 関西空港 自動車道	中景	北西	日常通過	○	調査地点は関西空港自動車道の泉佐野JCT付近に位置し、対象事業実施区域から北西方に1,100m離れている。 視認方向は高速道路上の電灯等があるが、対象事業実施区域を視認できる。
					 
春季					 
秋季					 

備考1) 距離区分は、「自然環境のアセスメント技術（II）生態系・自然との触れ合い分野の調査、予測の進め方」（環境庁企画調整局編）を参考として、事業計画地から600m以内を近景域、600mより遠くから3km以内を中景域、3kmより遠くを遠景域とした。

備考2) 視認性は、現地踏査時の視認性により判断した。視認性の記号の意味は次のとおりである。

○：よく視認できる △：障害物等により視認しにくい

×：視認出来ない、落葉期を除いて視認出来ない

## 7.9.2 施設の存在に係る予測

### (1) 予測

#### 1) 予測内容

景観の予測内容は表 7.9.2-1 に示すとおりである。

表 7.9.2-1 景観の予測内容

予測事項	代表的な眺望地点からの眺望の変化
予測項目	施設等の存在に伴う自然景観及び歴史的・文化的景観の変化
予測対象時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地区画整理事業の造成工事完了後</li><li>・エネルギー回収推進施設等供用時</li><li>・土地区画整理事業に係る施設の供用開始後</li></ul>
予測対象地域	対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域周辺
予測対象範囲	対象事業実施区域及び土地区画整理事業予定区域周辺の代表的な眺望地点（9 地点）
予測方法	フォトモンタージュの作成

#### 2) 予測方法

予測地点から撮影した写真に各予測時期における構造物等の図を合成して景観の変化を予測した。

### 3) 予測結果

予測地点からの景観写真に予測対象時期における構造物等の図を合成した写真を作成した。将来の眺望景観の変化は表7.9.2-2及び表7.9.2-3に、景観の予測結果は図7.9-2から図7.9-10に示すとおりである。

表7.9.2-2 将来の眺望景観の変化（総括表）

予測対象時期と 視認対象物		土地区画整理事業の造成工事完了段階	エネルギー回収推進施設等供用段階		土地区画整理事業に係る施設供用開始後
			造成地	エネルギー回収推進施設等	
1	VP-1 母山集落	△ (造成地の一部が視認される)	△ (煙突の先端のみ視認される)	△ (煙突の先端のみ視認される)	○ (周辺建物が視認される)
2	VP-2 泉佐野丘陵緑地	× (全く見えない)	× (全く見えない)	×	× (全く見えない)
3	VP-3 大井閣公園	△ (造成地の一部が視認される)	× (全く見えない)	×	○ (周辺建物が視認される)
4	VP-4 ハイキングルート	○ (造成地が視認される)	× (全く見えない)	×	○ (周辺建物が視認される)
5	VP-5 雨山神社	△ (造成地の一部が視認される)	△ (施設が季節によりわずかに見える)	△ (施設が季節によりわずかに見える)	△ (周辺建物が季節によりわずかに見える)
6	VP-6 檀波羅公園	× (全く見えない)	× (全く見えない)	×	× (全く見えない)
7	VP-7 和田山	△ (造成地の一部が視認される)	△ (施設の一部が視認される)	△ (施設の一部が視認される)	△ (周辺建物の一部が視認される)
8	VP-8 阪和自動車道	△ (造成地の一部が視認される)	△ (施設の一部が視認される)	△ (施設の一部が視認される)	○ (周辺建物が視認される)
9	VP-9 関西空港自動車道	△ (造成地の一部が視認される)	△ (煙突の先端のみ視認される)	△ (煙突の先端のみ視認される)	× (全く見えない)

備考) 表中の記号は以下を表す。

○：視認対象物がはっきり確認できる

△：視認対象物がわずかに見える若しくは季節により見える

×：視認対象物が全く見えない

表 7. 9. 2-3 (1) 将来の眺望景観の変化

番号	地点名	景観の変化
1	VP-1 母山集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず造成地の大部分が手前の家屋に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>・ エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>・ 土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。また、周辺建物は可視部分の水平見込角が <math>10^{\circ}</math> を超えており、目立つことが予想される。仰角・俯角に関しては圧迫感を感じない程度の範囲である。なお、スカイラインが周辺建物により一部切断される。</li> </ul>
2	VP-2 泉佐野丘陵 緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず造成地は山の裏側に位置し、視認できない。</li> <li>・ エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の尾根に遮られて視認できない。</li> <li>・ 土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等及び周辺建物は山の裏側に位置し、視認できない。</li> </ul>
3	VP-3 大井関公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず造成地の大部分が手前の樹林に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>・ エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の造成地や樹木に遮られて視認できない。</li> <li>・ 土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の造成地や樹木に遮られて視認できない。また、周辺建物は可視部分の水平見込角が <math>10^{\circ}</math> を超え、仰角・俯角が <math>30^{\circ}</math> を超えており、圧迫感を感じることが予想される。なお、スカイラインが周辺建物により一部切断される。</li> </ul>
4	VP-4 ハイキング ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず正面の樹林が伐採されて造成法面となり、景観が変化する。</li> <li>・ エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の造成地や樹木に遮られて視認できない。</li> <li>・ 土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の造成地や樹木に遮られて視認できない。また、周辺建物は可視部分の水平見込角が <math>10^{\circ}</math> を超えており、目立つことが予想される。仰角・俯角に関しては圧迫感を感じない程度の範囲である。なお、スカイラインが周辺建物により一部切断される。</li> </ul>

表 7. 9. 2-3 (2) 将来の眺望景観の変化

番号	地点名	景観の変化
5	VP-5 雨山神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず造成地の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>エネルギー回収推進施設等供用段階では、春季においてエネルギー回収推進施設等の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。夏季から冬季にかけてはエネルギー回収推進施設等を視認できるものの、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、春季においてエネルギー回収推進施設等及び周辺建物の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。夏季から冬季にかけてはエネルギー回収推進施設等及び周辺建物を視認できるものの、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> </ul>
6	VP-6 檀波羅公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず造成地が手前の樹林に遮られて視認できない。</li> <li>エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の樹林に遮られて視認できない。</li> <li>土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等及び周辺建物が手前の樹林に遮られて視認できない。</li> </ul>
7	VP-7 和田山	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず眺望点と造成地との距離が大きいことから、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等及び周辺建物の大部分が手前の樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> </ul>
8	VP-8 阪和自動車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の造成工事完了段階では、春季において樹林の一部が伐採されるが、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等の大部分が手前の山や樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等の大部分が手前の山や樹木に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。また、周辺建物は可視部分の水平見込角が10°を超えており、目立つことが予想される。仰角・俯角に関しては圧迫感を感じない程度の範囲である。なお、スカイラインが周辺建物により一部切断される。</li> </ul>
9	VP-9 関西空港自動車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の造成工事完了段階では、四季に関わらず造成地の大部分が手前の遮音壁に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>エネルギー回収推進施設等供用段階では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の遮音壁に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。</li> <li>土地区画整理事業に係る施設の供用開始後では、四季に関わらずエネルギー回収推進施設等が手前の遮音壁に遮られて視認できず、視野の改変割合はごく一部にとどまる。また、周辺建物は手前の遮音壁に遮られて視認できない。</li> </ul>



図7. 9-2(1) 母山集落の予測結果（春季）【現況】



図 7. 9-2(2) 母山集落の予測結果（春季）【造成工事完了後】



図 7. 9-2 (3) 母山集落の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設供用時】



図7. 9-2(4) 母山集落の予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図 7. 9-3 (1) 泉佐野丘陵緑地の予測結果（春季）【現況】



図7. 9-3 (2) 泉佐野丘陵緑地の予測結果（春季）【造成工事完了後】



図 7. 9-3 (3) 泉佐野丘陵緑地の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】



図 7. 9-3 (4) 泉佐野丘陵緑地の予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図 7. 9-4 (1) 大井関公園の予測結果（春季）【現況】



図 7. 9-4 (2) 大井関公園の予測結果（春季）【造成工事完了後】



図 7. 9-4 (3) 大井関公園の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】



図 7. 9-4 (4) 大井関公園の予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図7. 9-5 (1) ハイキングルートの予測結果（春季）【現況】



図7. 9-5 (2) ハイキングルートの予測結果（春季）【造成工事完了後】



図 7. 9-5 (3) ハイキングルートの予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】



図 7. 9-5 (4) ハイキングルートの予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図 7. 9-6 (1) 雨山神社の予測結果（春季）【現況】



図 7. 9-6 (2) 雨山神社の予測結果（春季）【造成工事完了後】



図 7. 9-6 (3) 雨山神社の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】



図 7. 9-6 (4) 雨山神社の予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図 7. 9-7 (1) 檜波羅公園の予測結果（春季）【現況】



図 7. 9-7 (2) 檀波羅公園の予測結果（春季）【造成工事完了後】



図 7. 9-7 (3) 檜波羅公園の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】



図 7. 9-7 (4) 檀波羅公園の予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図 7. 9-8 (1) 和田山の予測結果（春季）【現況】



図 7. 9-8 (2) 和田山の予測結果（春季）【造成工事完了後】



図7. 9-8 (3) 和田山の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】



図 7. 9-8 (4) 和田山の予測結果（春季）【土地区画整理事業に係る施設の供用時】



図 7. 9-9 (1) 阪和自動車道の予測結果（春季）【現況】



図 7. 9-9 (2) 阪和自動車道の予測結果（春季）【造成工事完了後】

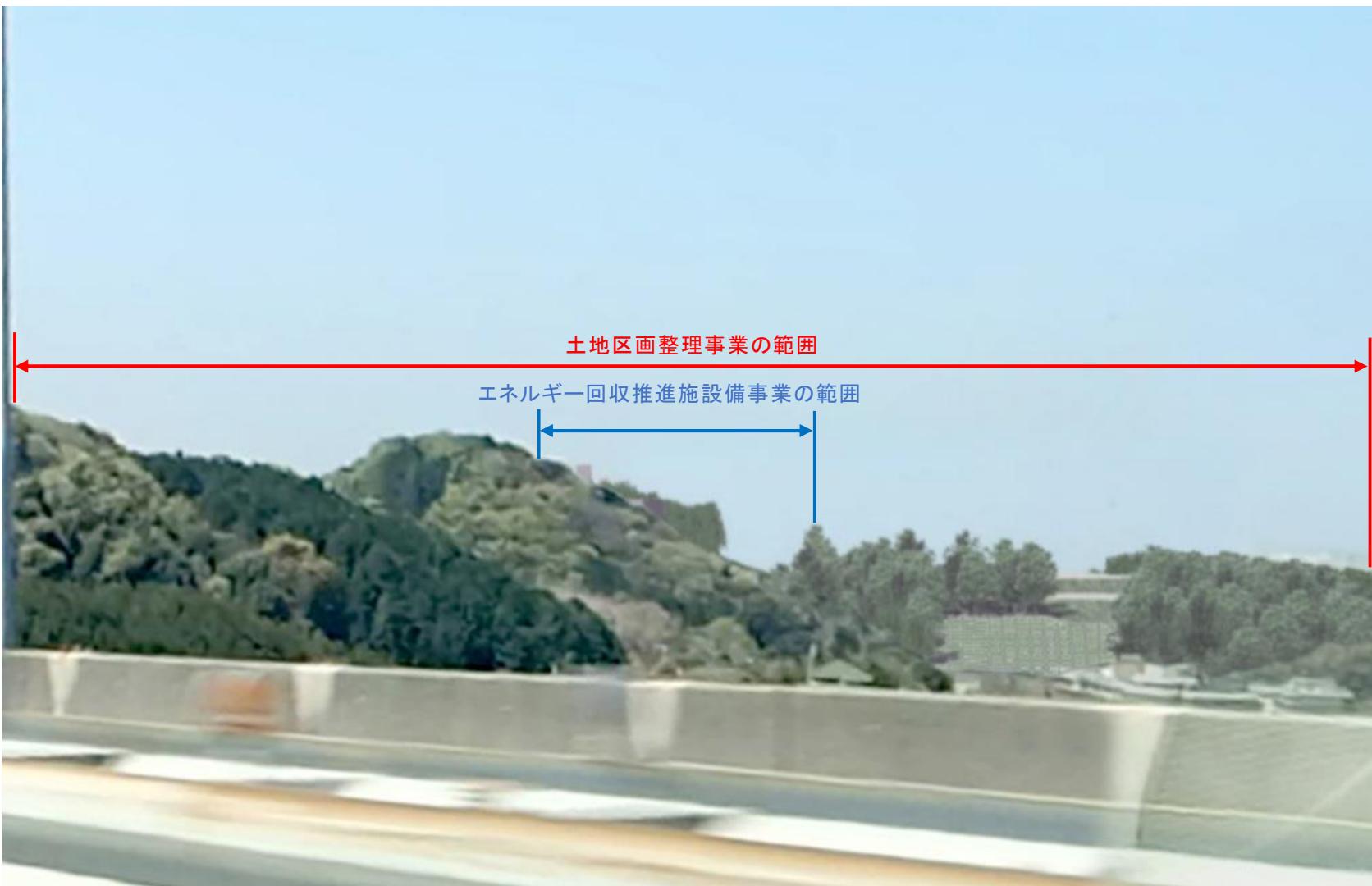


図 7. 9-9 (3) 阪和自動車道の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】

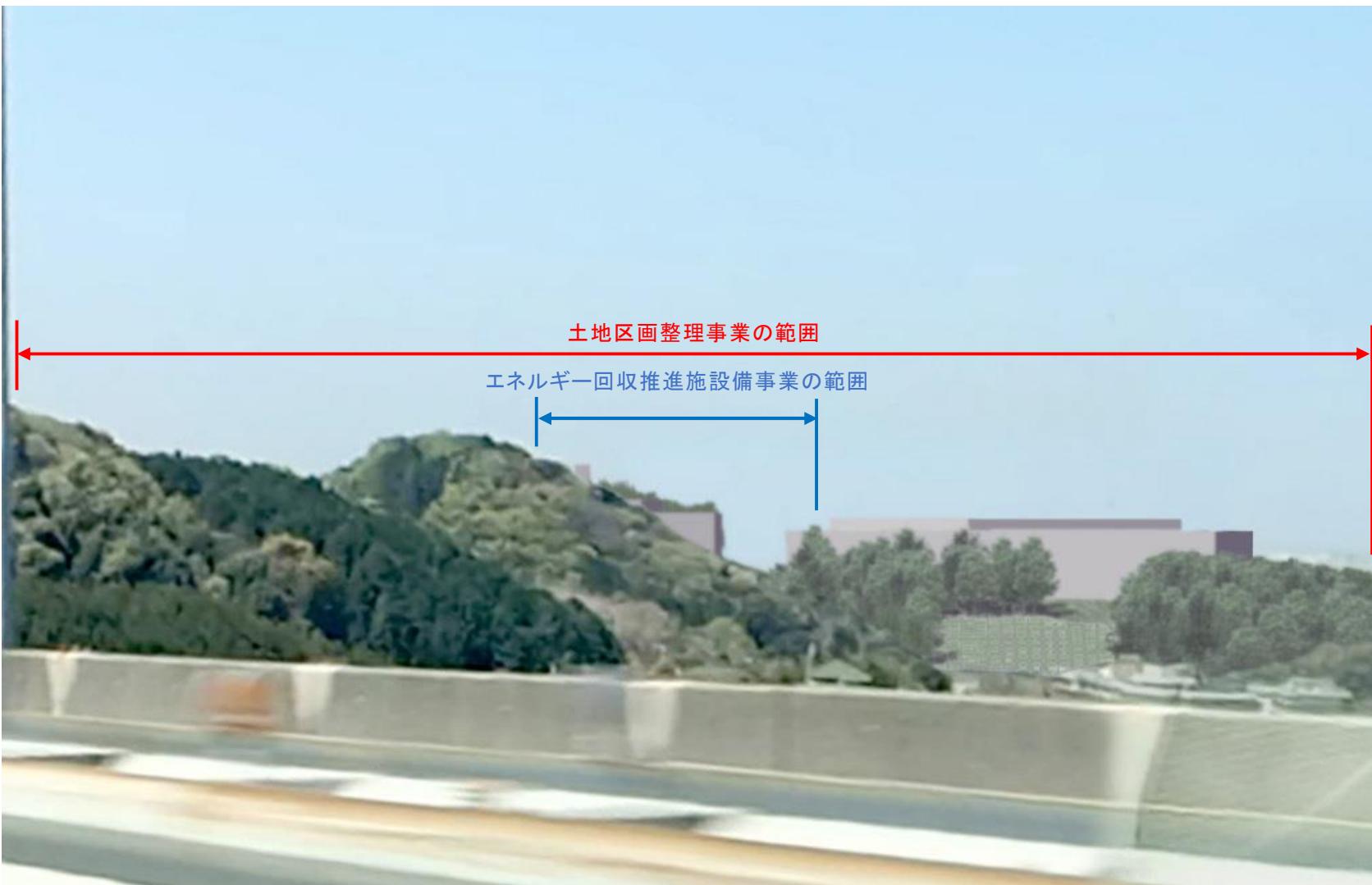


図 7. 9-9 (4) 阪和自動車道の予測結果（春季）【地区画整理事業に係る施設の供用時】

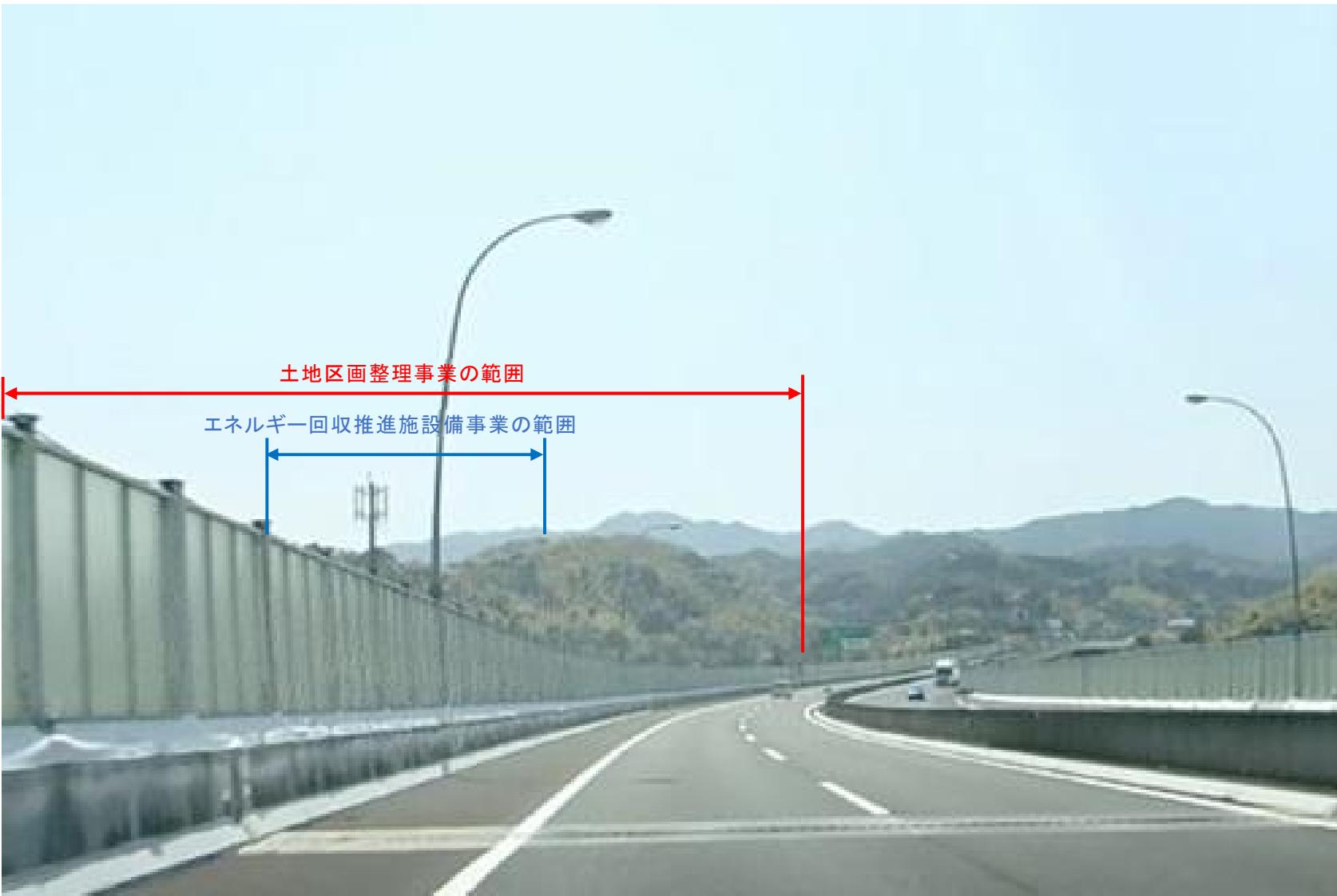


図 7. 9-10 (1) 関西空港自動車道の予測結果（春季）【現況】

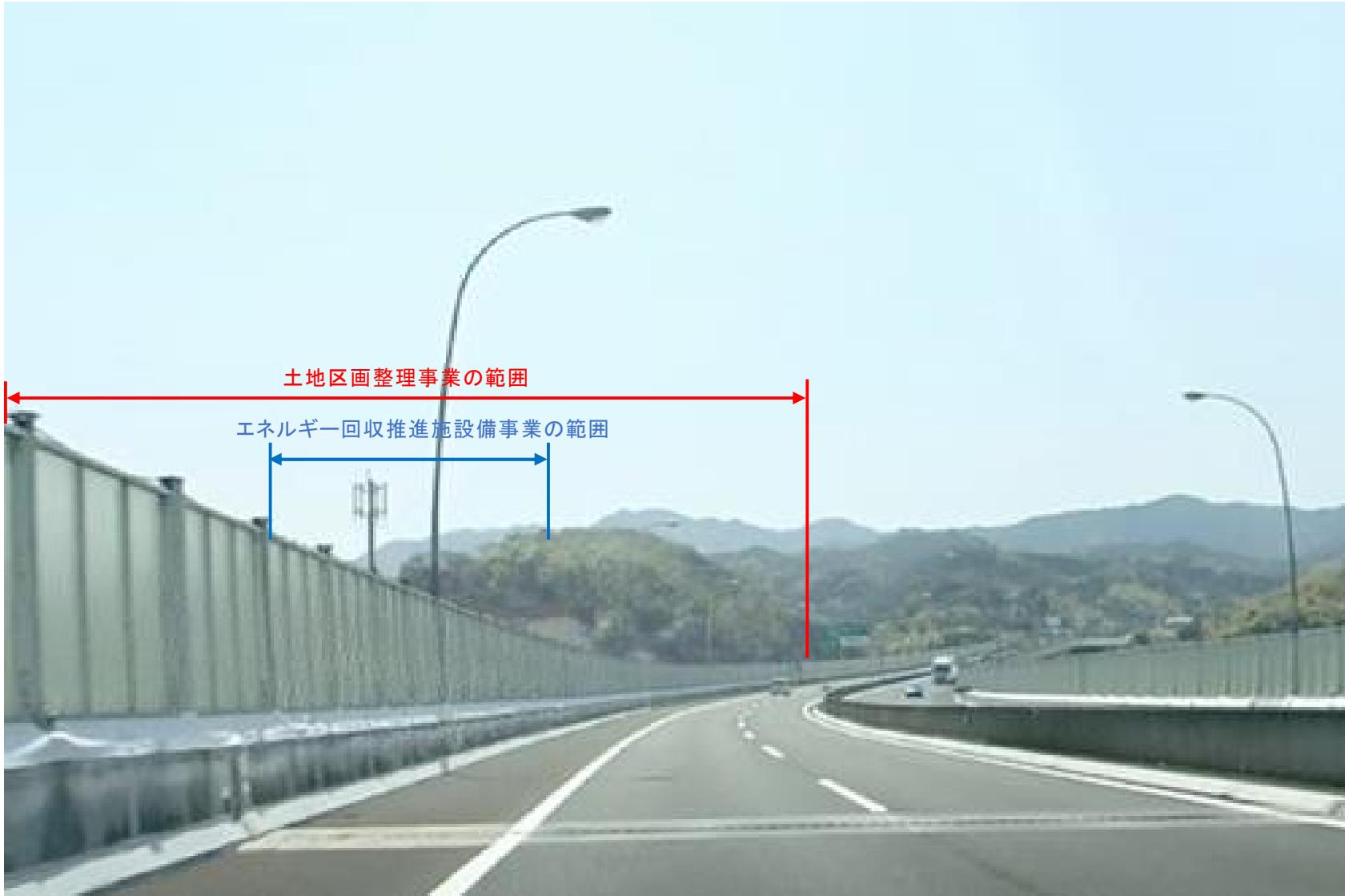


図 7. 9-10 (2) 関西空港自動車道の予測結果（春季）【造成工事完了後】

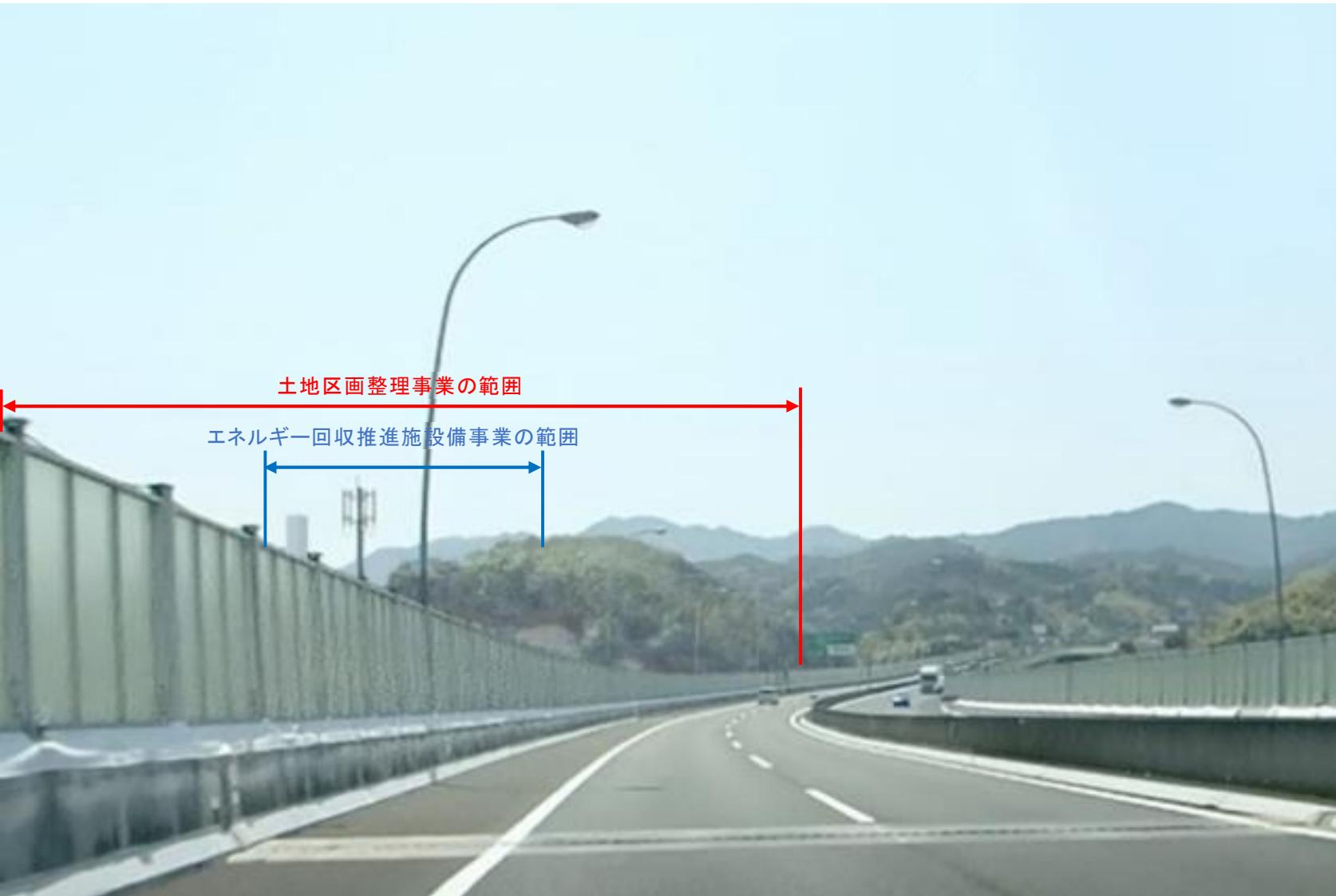


図 7. 9-10 (3) 関西空港自動車道の予測結果（春季）【エネルギー回収推進施設等供用時】

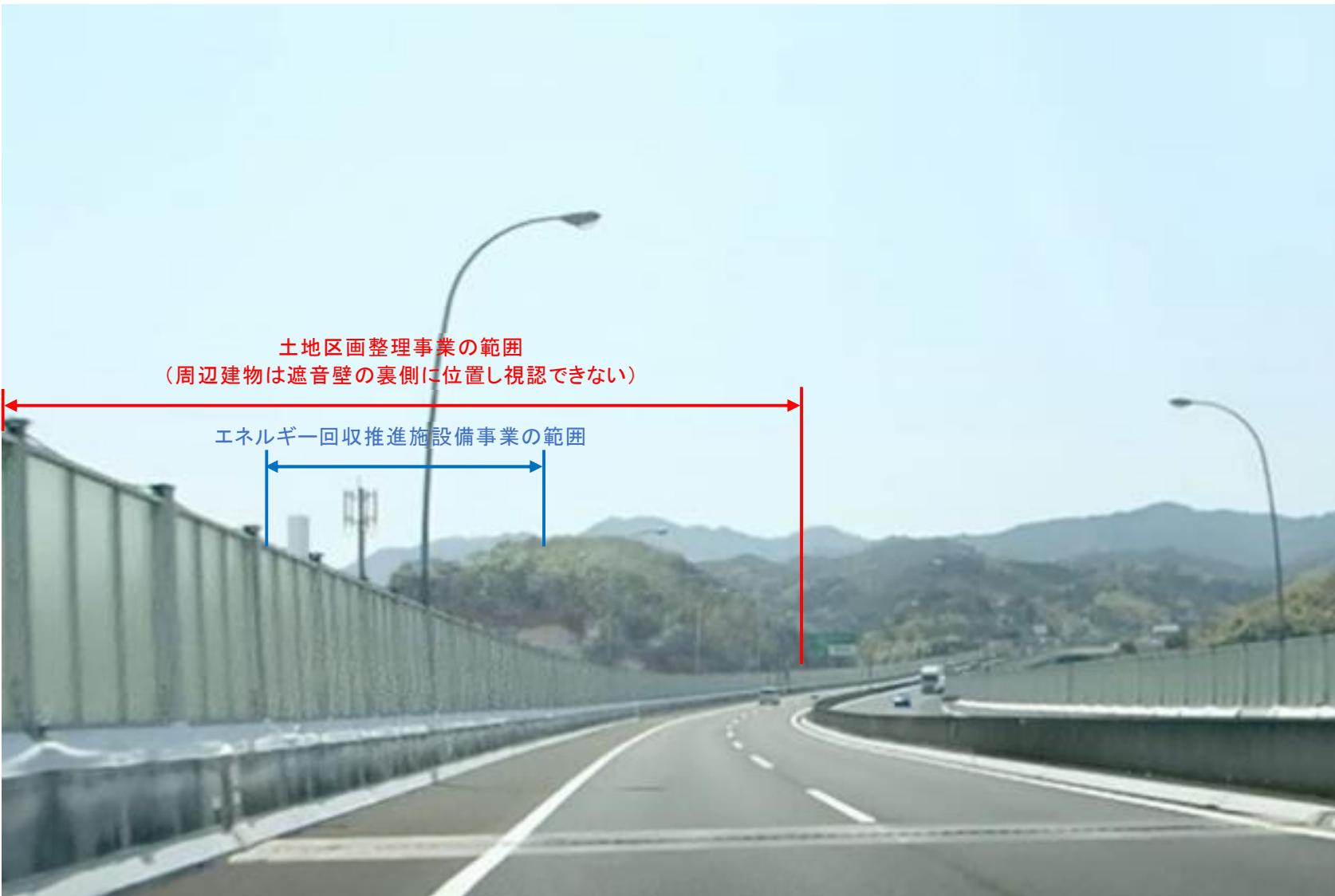


図 7. 9-10 (4) 関西空港自動車道の予測結果（春季）【地区画整理事業に係る施設の供用時】

#### 4) 環境保全措置

「7. 9. 2 (1) 3) 予測結果」で整理した通り、施設の存在に係る景観への影響は小さいと予測されたが、本事業においては、実行可能な範囲内ができる限り環境の影響を低減させる環境保全対策として以下の対策を実施する。

- ・建屋や煙突（外筒）の建築意匠について、色彩的には周囲の環境と調和する彩色やデザインとなるよう配慮する。
- ・建屋や煙突部については、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努める。
- ・緑化計画について、造成計画の段階から法面の緑化を行い、平場には在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるよう、建物と自然が調和するような景観配慮に努める。

## 7.9.3 評価

### (1) 評価方法

予測結果について、以下に示す評価の指針に照らして評価した。

評 価 の 指 針	<p>①景観形成について十分な配慮がなされていること。</p> <p>②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本指針等、国、大阪府及び3市町が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③大阪府景観条例及び泉佐野市都市景観条例等の指導基準に適合するものであること。</p>
-----------------------	--

### (2) 評価結果

フォトモンタージュを踏まえた景観変化の予測結果によると、エネルギー回収推進施設等の供用段階では、景観が大きく変化する予測地点は存在せず、いずれの地点もエネルギー回収推進施設等が視認できない、あるいは視野の改変割合がごく一部にとどまる。

本事業による景観への影響をさらに低減するための環境保全対策として、

- ・建屋や煙突（外筒）の建築意匠について、色彩的には周囲の環境と調和する彩色やデザインとなるよう配慮する。
- ・建屋や煙突部については、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努める。
- ・緑化計画について、造成計画の段階から法面の緑化を行い、平場には在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるよう、建物と自然が調和するような景観配慮に努める。

上記の対策を講じることから、景観に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないとともに、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮しているものと評価する。

なお、本環境影響評価の対象事業ではないが、造成工事完了段階では、ハイキングルートにおいて大きく景観が変化すると予測される。また、土地区画整理事業に係る施設の供用開始段階では、母山集落、大井関公園、ハイキングルート及び阪和自動車道において周辺建物の存在により景観が大きく変化すると予測される。

これらについては、建物の配置や建築意匠によって低減できる部分もあるため、周辺環境への配慮が必要な点を土地区画整理事業と共有することとする。